

「最低制限価格の設定等について」新旧対照表

改正後	現 行
<p>1～2 略</p> <p>3</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1 (1)～(7)の業務委託の最低制限価格（税抜き）の算出については、次の式による。          なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。          「最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」          最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次のイ～トの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。          なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとするが、最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の <math>\frac{2}{3}</math> である場合は千円未満を切り上げる。          ただし、イ、ロ及びへの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の <math>\frac{8.5}{10}</math> を超える場合は予定価格の <math>\frac{8.5}{10}</math> を、予定価格の <math>\frac{2}{3}</math> に満たない場合は予定価格の <math>\frac{2}{3}</math> を最低制限基本価格とし、ハの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の <math>\frac{9.2}{10}</math> を超える場合は予定価格の <math>\frac{9.2}{10}</math> を、予定価格の <math>\frac{7.5}{10}</math> に満たない場合は予定価格の <math>\frac{7.5}{10}</math> を最低制限基本価格とし、ニ、ホ及びトの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の <math>\frac{8.1}{10}</math> を超える場合は予定価格の <math>\frac{8.1}{10}</math> を、予定価格の <math>\frac{2}{3}</math> に満たない場合は予定価格の <math>\frac{2}{3}</math> を最低制限基本価格とする。</p> <p>イ 測量          「直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.55」</p> <p>ロ 地質調査          「直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8＋諸経費×0.6」</p> <p>ハ 屋外での作業を主とする維持管理業務          「直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68」</p> <p>ニ 土木関係建設コンサルタント業務          「直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×<u>0.5</u>」</p> <p>ホ 建築関係建設コンサルタント業務          「直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6」</p> <p>へ 公共嘱託登記土地家屋調査士業務          「直接業務費＋諸経費×0.3」</p> <p>ト 補償関係建設コンサルタント業務          「直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×<u>0.5</u>」</p> <p>4 実施時期          令和7年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用する。</p>	<p>1～2 略</p> <p>3</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1 (1)～(7)の業務委託の最低制限価格（税抜き）の算出については、次の式による。          なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。          「最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」          最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次のイ～トの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。          なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとするが、最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の <math>\frac{2}{3}</math> である場合は千円未満を切り上げる。          ただし、イ、ロ及びへの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の <math>\frac{8.5}{10}</math> を超える場合は予定価格の <math>\frac{8.5}{10}</math> を、予定価格の <math>\frac{2}{3}</math> に満たない場合は予定価格の <math>\frac{2}{3}</math> を最低制限基本価格とし、ハの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の <math>\frac{9.2}{10}</math> を超える場合は予定価格の <math>\frac{9.2}{10}</math> を、予定価格の <math>\frac{7.5}{10}</math> に満たない場合は予定価格の <math>\frac{7.5}{10}</math> を最低制限基本価格とし、ニ、ホ及びトの業務においては、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の <math>\frac{8}{10}</math> を超える場合は予定価格の <math>\frac{8}{10}</math> を、予定価格の <math>\frac{2}{3}</math> に満たない場合は予定価格の <math>\frac{2}{3}</math> を最低制限基本価格とする。</p> <p>イ 測量          「直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.55」</p> <p>ロ 地質調査          「直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8＋諸経費×0.6」</p> <p>ハ 屋外での作業を主とする維持管理業務          「直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68」</p> <p>ニ 土木関係建設コンサルタント業務          「直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×<u>0.48</u>」</p> <p>ホ 建築関係建設コンサルタント業務          「直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6」</p> <p>へ 公共嘱託登記土地家屋調査士業務          「直接業務費＋諸経費×0.3」</p> <p>ト 補償関係建設コンサルタント業務          「直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×<u>0.45</u>」</p> <p>4 実施時期          令和5年5月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用する。</p>